

令和4年2月28日開催

令和3年度
燕市農業委員会第12回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第12回総会 議事録

1. 開催日時 令和4年2月28日(月曜日)
午後1時30分～午後2時6分

2. 開催場所 市民交流センター 3階 多目的ホール

3. 出席委員(25名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	14番 渡邊美代子	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	15番 江辺 耕一	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	16番 金山 吉夫	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	17番 瀬戸 一義	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	18番 五十嵐博子	
8番 藤田 浩介	19番 明田栄以知	
9番 遠藤 忠夫	20番 阿部 恵作	
10番 長谷川治仁		

4. 欠席委員(1名)

欠席 1名 13番 江口 保
欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告
報告第28号 農地転用事実確認について
報告第29号 農地の転用事実に関する照会について
報告第30号 農地の現況に係る照会について
報告第31号 農地法第4条の規定による許可を要しない転用(2a未満)

の転用) の報告

- 報告第 32 号 認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設等に供するための転用届けについて
- 報告第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下げ願いについて

(4) 議事

- 議案第 62 号 農地法第 5 条の規定による許可処分取消申請について
- 議案第 63 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 64 号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第 65 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 66 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について
- 議案第 67 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画 (案) の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について
- 議案第 68 号 農用地区域内における公共用施設の整備 (収用適格事業) について (協議)

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

和田 正春 (会長)

8. 議事録署名委員

15 番 江辺耕一 16 番 金山吉夫

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は 13 番 江口保委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 25 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 12 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 15 江辺耕一 委員及び</p> <p>議席番号 16 金山吉夫 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 27 号から第 32 号について、併せて本日配布されております「追加報告」1 件、報告第 33 号まで、事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 27 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>受付番号 138 番 三王渕字中谷地の田、1 筆、185 m²、耕作者変更に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 139 番 三王渕字中谷地の田、1 筆、846 m²、耕作者変更に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 140 番 道金字前畑の畑、1 筆、175 m²、耕作不適地に伴う小作権の解約であります。自己管理となります。</p> <p>受付番号 141 番 道金字中曾根の田、1 筆、99 m²、耕作不適地による小作権の解約であります。こちらも自己管理となります。</p> <p>受付番号 142 番 <small>ひがしみやのきはたけつけ</small> 杣木字東宮北畑付の畑、1 筆、235 m²のうち 125 m²、高齢化による小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 143 番 吉田鴻巣字大坪の畑、1 筆、4,390 m²のうち 300 m²、</p>

事務局	<p>高齢化による小作権の解約であります。</p> <p>また、この地番は、耕作権が六つに分割されており、地権者もその一つに含まれている状況であります。</p> <p>受付番号 144 番 中島字上表の田、1 筆、1,670 m²、賃借人が耕作できなくなったことに伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 145 番 吉田字六反の田、2 筆、956 m²、5 条転用に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 146 番 吉田西太田字札木の田、1 筆、580 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 147 番 吉田西太田字札木の田、3 筆、1,402 m²、耕作者変更、及び農地売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>次に、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 148 番 佐渡山字川下の田、1 筆、2,014 m²、基盤法売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>次の受付番号 149 番から最後の番号 157 番まで、全て耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 149 番 笈ヶ島字向島の田、3 筆、2,496 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 150 番 熊森字四ツ島の田、2 筆、4,545 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 151 番 熊森字中畑の田、4 筆、18,759 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 152 番 熊森字四ツ島の田、1 筆、2,776 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 153 番 熊森字屋敷の田他、4 筆、6,923 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 154 番 熊森の田、1 筆、2,473 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 155 番 熊森字上川原の田、4 筆、7,079 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 156 番 熊森の田、1 筆、5,023 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 157 番 熊森の田、1 筆、2,997 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きます。会長報告第 28 号、「農地転用事実確認願について」であります。</p> <p>受付番号 11 番 吉田東栄町の田、11 筆、1,788 m²、転用目的は駐車</p>

	<p>場、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 11 号、令和 4 年 2 月 9 日であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 29 号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p>
事務局	<p>受付番号 12 番 小古津新字江向の畑、1 筆、9.91 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はなし。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。原状回復命令の有無はなし。農用地区域外であります。</p> <p>受付番号 13 番 小古津新字江向の畑、1 筆、138 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はなし。原状回復命令の有無はなし。農用地区域外であります。</p> <p>受付番号 14 番 柚木字居掛の畑、3 筆、53.36 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はなし。原状回復命令の有無はなし。用途区域内であります。</p>
事務局	<p>次に、会長報告第 30 号、「農地等の現況に係る照会について」であります。</p> <p>受付番号 1 番 柳山字前畑の畑、1 筆、56 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はなし。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。原状回復命令の有無はなし。農用地区域外であります。</p>
事務局	<p>次に、会長報告第 31 号、「農地法第 4 条の規定による許可を要しない転用（2a 未満の転用）の報告」であります。</p> <p>受付番号 3 番 雀森字江流の田、1 筆、325 m²のうち 63.28 m²、転用目的は農業用倉庫、農用地区域外、完工済みであります。</p> <p>位置図・土地利用計画図は、議案資料 1～2 頁をご覧ください。自宅の前の畑に、格納庫を建築していたものであります。また始末書がされていたため、事前審査会でこれを読み上げさせていただきました。</p>
事務局	<p>次に、会長報告第 32 号、「認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設等に供するための転用届けについて」であります。</p> <p>受付番号 5 番 四ツ屋字大田の田、1 筆、430 m²のうち 123.18 m²、転用の目的は「携帯電話基地局の設置」、地域としては、</p>

事務局	<p>農用地区域外であります。位置図は議案資料 3 頁をご覧ください。</p> <p>届出箇所は、新幹線に近い田になります。転用面積の 123.18 m²は、地上部のフェンスで囲まれた占有面積となります。</p> <p>受付番号 6 番 長所字浦田川東の田、1 筆、204 m²のうち 1.0 m²、転用の目的は「携帯電話基地局の設置」、地域としては、農用地区域外であります。位置図は議案資料 4 頁をご覧ください。</p> <p>届出箇所は、高速道路沿いで西蒲区との境界付近になります。</p>
事務局	<p>次に、会長報告第 33 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請の取り下げ願について」であります。</p> <p>本日、追加報告として配布しました一枚紙の「追加報告」と記載されている用紙をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、事前審査会終了後の 2 月 24 日に申請者より取り下げの意向があったため、追加の報告としたものであります。</p>
事務局	<p>それでは、読み上げます。</p> <p>受付番号 1 番 水道町四丁目の田、3 筆、1,758 m²、取り下げの理由は「建築費高騰による、資金調達が新たに必要となったため」、であります。</p> <p>なお、位置図は議案資料 12～13 頁に記載がありますので、ご覧ください。</p> <p>また、この取り下げにより、議案 14 頁の「農地法第 5 条の規定による許可申請」に記載の受付番号 80 番は、欠番として「削除」することになります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
議 長 事務局	<p>それでは、議案第 62 号「農地法第 5 条の規定による許可処分取消申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第 62 号「農地法第 5 条の規定による許可処分取消申請について」であります。</p>

	<p>受付番号 5 番 小関字大通の田、1 筆、297 m²、位置図は議案資料 5 頁をご覧ください。</p> <p>取消しの理由は、「賃借人が他の場所に工場を建設し、当該場所に工場を建設する必要がなくなったため」、許可日番号は、昭和 52 年 9 月 15 日、新潟県指令巻農地第 8522 号であります。</p> <p>申請地につきましては、現在も水田として耕作されていることを確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 2 月 16 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
<p>三浦委員長</p>	<p>2 月 16 日、午後 1 時 30 分より、市民交流センター 3 階 多目的ホールで、第 1 事前審査委員会、委員全員による審査の結果、「農地法第 5 条の規定による許可処分取消申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「取消し」とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「取消し」とする事に決しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、議案第 63 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 63 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 35 番 杉名字杉名の田、6 筆、3,979 m²、契約内容は売買、金額については、備考欄の記載をご覧ください。位置図は 5 頁になります。</p> <p>受付番号 36 番 吉田鴻巣の田、2 筆、2,150 m²、契約内容は贈与、家族内の贈与で耕作者の変更がないため、位置図はありません。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p>

	説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果「農地法第3条の規定による許可申請」2件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議 長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、許可とする事でご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第64号「農地転用事業計画変更承認について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第64号「農地転用事業計画変更承認について」であります。受付番号8番 小高字淵田の田、1筆、667㎡の一時転用で、計画者及び転用目的に変更はありません。位置図・土地利用計画図は、議案資料6～7頁をご覧ください。 今回の変更部分は、一時転用期間の延長であります。当初の計画では、令和4年度を目途に、小高保育園の民営化移行までの三年間、一時転用とする計画でしたが、燕市幼稚園・保育園適正配置計画の見直しにより、民間への移行が、令和7年度に変更されたことから、職員駐車場としての「一時転用期間」の延長を求めるものであります。 小高保育園周辺には、現在借り受けている土地以外に、駐車場となる用地もなく、借受者が燕市であり、計画の確実性は高いものであると思われることから、「変更は止むを得ない」と判断されるものであります。
	説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

三浦委員長	<p>審査の結果「農地転用事業計画変更承認」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「承認」とする事でご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号78番 東太田字割の田他、5筆、3,061㎡、転用目的は宅地造成(13区画)、契約内容は売買、令和4年9月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料8～9頁をご覧ください。</p> <p>宅地分譲の造成により、事業の拡大を図るものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号79番 笈ヶ島字谷地の田、4筆、面積5,850㎡、転用目的は倉庫・通路、契約内容は売買、令和4年8月31日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料10～11頁をご覧ください。物流需要の増加により、倉庫及び駐車場用地が必要となったものであります。</p> <p>申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>次の受付番号80番は、先ほど「取り下げ」されておりますので、割愛させていただきます。(位置図・土地利用計画図は、議案資料12～13頁)</p>

事務局	<p>受付番号 81 番 小高字大筒下の田、1 筆、913 m²、転用目的は整骨院、契約内容は売買、令和 4 年 10 月 1 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 14～15 頁をご覧ください。</p> <p>整骨院の移転に伴い、農地を取得し、自ら経営する整骨院に貸付するものであります。申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 82 番 下粟生津字上組の田、3 筆、1,122 m²、転用目的は建売住宅 (7 棟)、契約内容は売買、令和 7 年 3 月 9 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 16～17 頁をご覧ください。</p> <p>事業の拡大を図るため、建売住宅を分譲するものであります。申請地は、J R 越後線と用途区域に挟まれた農振白地の農地で、営農に影響も無いことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 83 番 佐渡字向川原の畑、1 筆、322 m²、転用目的は物置 (1 棟)、契約内容は売買、令和 4 年 8 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 18～19 頁をご覧ください。</p> <p>事業に係る資材を置く敷地が不足していることから、事業所に隣接する農地を取得し、倉庫を建築するものであります。申請地は、農振白地の集落内に点在する農地で、営農に影響は無く、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 84 番 吉田字流間の田、1 筆、1,024 m²、転用目的は店舗及び駐車場 (50 台)、契約内容は賃貸借、令和 4 年 9 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 20～21 頁をご覧ください。</p> <p>貸店舗の建て替えに伴い、隣接農地を借り受け新たな店舗を建築するものであります。申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 85 番 小池字前田の田、8 筆、3,168 m²、転用目的は保育園、契約内容は売買、令和 5 年 3 月 29 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 22～23 頁をご覧ください。</p>
-----	---

事務局	<p>小池保育園の建て替えのため、隣接する農地を取得・造成するもので、造成後は引き続き民間活力導入による保育園建築が計画されているものであります。</p> <p>申請地は、集落内に点在する農地で、500m以内には保育園・内科医院があり、幅員4.0m以上の全面道路とガス導管・配水管が埋設されていることから市街化が見込まれる農地であり、営農に対する影響も少ないと判断されることから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号86番 雀森字江流の田、1筆、496㎡、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和4年8月1日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料24～25頁をご覧ください。</p> <p>賃貸住宅が手狭になったため、親族の土地を借り受け、住宅を建築するものであります。申請地は、集落内の宅地に隣接する農地で、営農に影響も無いと思われることから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	<p>3,000㎡を超える申請3件については、「まん延防止等重点措置」が発令されていること、併せて事前審査会開催日には雪による「天候不順」が予想されたため、事前協議会に参加した会長、事務局と私（委員長）の3名で、現地を確認し特に支障は無いことを審査会で報告をました。</p> <p>審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請8件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、三浦浦委員長より審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">（質疑なし）</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声）</p>
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。
議長	なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、3,000㎡を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。

<p>議 長 事務局</p>	<p>次に議案第 66 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第 66 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。</p> <p>始めに、所有権の移転であります。議案の 17 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 21 番 砂子塚字屋敷廻の田、2 筆、376 m²、移転時期は令和 4 年 3 月 24 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 4 年 3 月 31 日。位置図は議案資料 26 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 22 番 粟生津字山王の田、2 筆、4,786 m²、移転時期・引渡時期は全て同じですので、お読み取り下さい。対価は〇円、位置図は同じく 26 頁になります。</p> <p>受付番号 23 番 粟生津字山王の田、1 筆、2,218 m²、対価は〇円になります。</p> <p>次の番号 24 番と 25 番は交換になります。</p> <p>受付番号 24 番 粟生津字山王の田、1 筆、4,842 m²、25 番との交換になります。</p> <p>受付番号 25 番 粟生津字山王の田、1 筆、4,828 m²、24 番との交換です。</p> <p>受付番号 26 番 佐渡山字川下の田、1 筆、2,014 m²、対価は〇円、位置図は 27 頁をご覧ください。</p>
<p>事務局</p>	<p>続いて、利用権設定になります。議案の 18 頁になります。</p> <p>始めに、利用権の移転になります。</p> <p>受付番号 59 番 長所字前田川東の田、1 筆、830 m²、令和 5 年 4 月 15 日までの残期間 1 年になります。</p> <p>続いて、新規設定になります。</p> <p>受付番号 63 番 八王寺字荒所の田、6 筆、4,846 m²、10 年の新規設定になります。以下、対価はお読み取り下さい。</p> <p>受付番号 64 番 八王寺字砂押の畑他、3 筆、993 m²、9 年の新規設定になります。</p> <p>受付番号 65 番 佐善字居浦の田他、3 筆、6,906 m²、10 年の新規設定になります。</p> <p>再設定については、あとでお読み取り下さい。</p> <p>なお、委員の関係する案件はありませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会</p>

三浦委員長	<p>が開催されていますので、三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
議 長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転6件、利用権の新規設定3件、再設定6件、移転1件、異議がなかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、決定とする事で、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第67号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第67号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」であります。議案の21頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>それでは、10年の農用地利用集積計画であります。</p> <p>受付番号297番 吉田西太田字土手内の田、3筆、9,000㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和13年12月31日までの10年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>次に、22頁をご覧ください。同じく10年の計画であります、終期が異なるものであります。</p>
事務局	<p>こちらにつきましては事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号298番 長所字前田川東の田、12筆、12,799㎡、設定期間は令和14年3月4日までの10年であります。</p>
事務局	<p>次に、5年の集積計画であります。議案の27頁をご覧ください。</p> <p>受付番号316番 笈ヶ島字向島の田、2筆、6,120㎡、設定期間は令和9年3月4日までの5年であります。</p>
事務局	<p>なお、委員の関係する案件はありませんでした。</p>

事務局	<p>次に、配分計画であります。議案の <u>28 頁</u> をご覧ください。 それでは、初めに 10 年の配分計画であります。 受付番号 194 番 吉田西太田字土手内の田、3 筆、9,000 m²、設定期間は令和 13 年 12 月 31 日までの 10 年であります。</p>
事務局	<p>次に、<u>29 頁</u> をご覧ください。同じく 10 年の計画で終期が異なるものであります。 こちらにつきましても、一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号 195 番 長所字前田川東の田他、25 筆、42,934 m²、設定期間は令和 14 年 3 月 4 日までの 10 年であります。 以下、お読み取り下さい。 また、関係委員の案件として、議案の 31 頁の下段に受付番号 202 番に片桐委員の関係する案件 1 件があります。</p>
事務局	<p>次に、5 年の配分計画であります。議案の 34 頁をご覧ください。 受付番号 206 番 笈ヶ島字向島の田、2 筆、面積 6,120 m²、設定期間は令和 9 年 3 月 4 日までの 5 年であります。</p>
事務局	<p>また、今回の申請で農地所有適格法人が利用権の設定を受けることになるため、要件確認資料を添付しましたので、議案 <u>36 頁</u> の「議案第 66・67 号関係資料」をご覧ください。 今回の利用権の申請がありました、農事組合法人「おおこうづ」は、(1) から (4) までの農地所有適格法人の全ての要件を満たしております。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である配分計画の番号 202 番を除いて、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の集積計画 20 件、同じく関係委員の案件 1 件を除く配分計画 12 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(質疑なし)</p> <p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は、原案どおり決定する事、また農用地利用配分計画については、番号 202 番を除いて、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。
議 長	それでは、関係委員である、議席番号 21 番 片桐委員は退席願います。
	(関係委員 退室 午後 1 時 51 分)
議 長	それでは、関係委員の案件、農用地利用配分計画 (案)、受付番号 202 番について、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果、配分計画、番号 202 番について、「意見がなかった」事を報告致します。
議 長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「意見はなし」とする事で、異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。
	関係委員は、入室願います。
	(関係委員 入室・着席 午後 1 時 53 分)
議 長	退席された片桐委員に報告します。関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。
関係委員	ありがとうございました。
議 長	なお、議案第 66 号、議案第 67 号の案件につきましては、3 月 7 日の告示により効力が発生する事になります。
議 長	次に議案第 68 号「農用地区域内における公共用施設の整備 (収用適格事業) について (協議)」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 68 号「農用地区域内における公共用施設の整備 (収用適格事業) について (協議)」であります。
	(説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。
	本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果、「農用地区域内における公共用施設の整備についての協議」について、異議がなかった事を報告致します。

議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「農用地区域内における公共用施設の整備について」の協議について、市の意見とおおり「止むを得ない」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第12回総会を閉会致します。</p> <p style="text-align: center;">(終了時刻 午後2時6分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年2月28日

総会議長 和田正春

議事録署名委員 江辺耕一

議事録署名委員 金山吉夫
